

株 主 各 位

大阪市中央区内平野町三丁目1番3号

株式会社 カプコン

代表取締役社長 辻 本 憲 三

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、下記の「4. 議決権の行使についてのご案内」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月23日(金曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市中央区天満橋京町1番1号
大阪キャッスルホテル 6階会場

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第27期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで) 営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第27期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで) 連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 第27期利益処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、株主総会の前日(平成18年6月22日(木曜日))午後5時までに到着するよう、できるだけお早めにご返送ください。
- (2) 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただきます。

(お知らせ)

株主総会参考書類ならびに計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.capcom.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油高や輸出の伸び悩みはありましたが、堅調な個人消費や設備投資に加え、雇用環境の改善や株価の上昇などにより、景気は回復基調を持続しました。

当業界におきましては、次世代据置型ゲーム機への世代交替期の状況下、初心者や女性など広範な客層を取り込んだ新型携帯ゲーム機が旋風を巻き起こし主役に踊り出るとともに、年末年始商戦における需要増大のけん引役を果たしたことなどにより国内市場を押し上げ、おおむね順調に推移しました。

また、通信インフラの整備に伴い、新たな収益基盤を求めて多人数が同時に参加できるオンラインゲーム市場が、活発化してまいりました。

アミューズメント施設市場は、既存店がやや軟調に推移しましたがスクラップ・アンド・ビルドなどによる大型複合商業施設への新規出店が増加してまいりました。

一方、海外は世界最大の市場である米国において「Xbox 360」の発売がありましたものの、市場成熟化の兆候や次世代据置型ハードへの移行期による需要停滞の影響などもあって、総じて軟調に推移しました。

こうした環境のもと、当社グループは組織改革によりマネジメント体制を強化するほか、国内外の多様な顧客ニーズに対応するため自社タイトルに加え、他社との提携ソフト販売や趣向を凝らした販促キャンペーンなど、積極的な営業展開を推し進めてまいりました。

加えて、携帯電話向けゲーム配信やパチスロ機向け液晶表示基板の供給など、コンテンツビジネスを拡充するとともに、グループ全体の収益力を高めるため、重点分野である海外事業の再構築を進めてまいりました。

さらに、海外市場においてアドバンテージを築く一環として、今年の2月に米国ラスベガスにおいて、「CAPCOM 2006 PRESS EVENT」(カプコン 2006プレスイベント)を開催し、欧米市場を対象とした商品の発表会を行ったところ、マスコミや流通関係者が殺到するなど、多くの耳目を引きつけ、今後の海外戦略に期待を抱くことができました。

以上の結果、連結売上高は702億53百万円(前期比6.6%増)と増収となりました。

一方、利益面につきましては、連結経常利益は売上原価や販売費および一般管理費の増加により、70億16百万円(前期比5.2%減)となりました。

連結当期純利益につきましては、繰延税金資産に係る評価性引当金の見直しに伴う法人税等調整額を計上しましたが、移転価格税制に基づく更正通知を受けたことにより、過年度税金費用が発生したため、69億41百万円(前期比91.6%増)となりました。

部門別の状況

〔コンシューマ用ゲームソフト部門〕

当部門におきましては、主力タイトル「バイオハザード4」（プレイステーション2用）が定着したブランド力により順調に販売を伸ばすとともに、通信プレイが可能な「モンスターハンター ポータブル」（プレイステーション・ポータブル用）および「モンスターハンター2（ドス）」（プレイステーション2用）のモンスターハンターシリーズを投入したところ訴求力を発揮し、いずれも予想を上回るヒットを放つなど、当社の看板タイトルの一つに育ってまいりました。また、シリーズ最新作の「ロックマン エグゼ6」（ゲームボーイアドバンス用）も安定した人気により底堅い売上を示すとともに、ゲームボーイアドバンス向けに投入した初回作に新エピソードを追加した「逆転裁判」（ニンテンドーDS用）も手堅く伸長しました。

一方、「新 鬼武者」（プレイステーション2用）、「ウィズアウトウォーニング」（プレイステーション2、Xbox用）や「ビートダウン」（プレイステーション2、Xbox用）などが米国市場停滞の影響や海外ゲームメーカーの攻勢もあって、特に海外において精彩を欠き苦戦を強いられました。

この結果、売上高は427億18百万円（うち海外売上高215億61百万円）となり、前期に比べ27億33百万円の増収（前期比6.8%増）となりました。

〔アミューズメント施設部門〕

当部門におきましては、身近な娯楽施設として地域間競争が激化する中、各種イベントの開催、店舗のリニューアルや多様な顧客ニーズに対応した品揃えに加え、安全かつ清潔で明るい快適空間作りにより、女性、ファミリー層等の新規顧客の取り込みやリピーターの増大に努めるなど、ユーザー志向に立ったロケーション展開に取り組んでまいりました。

また、一部の地域において豪雪による影響がありましたものの、既存店が横ばいとなったほか、近年オープンした新設店がいずれも好伸し、売上拡大のリード役を果たしました。

当期は、福岡県のショッピングセンター内にニューヨークの街をイメージした「ブラサカブコン直方店」と大人の雰囲気も醸し出した新業態の大型ロードサイド店「ブラサカブコン水戸店」（茨城県）を出店するとともに、不採算の2店舗を閉鎖しました。

これにより、当施設は30店舗となっております。

この結果、売上高は115億68百万円となり、前期に比べ6億33百万円の増収（前期比5.8%増）となりました。

〔業務用機器部門〕

当部門におきましては、ビデオゲーム機「機動戦士ガンダムSEED 連合 VS . Z . A . F . T .」が根強い人気により販売を伸ばすとともに、前期に投入しましたメダルゲーム機「スーパーマリオ 不思議のころころパーティ」も続伸しました。

また、昨年のアミューズメントマシンショーのシングルメダル部門において、それぞれ1、2位の人気に輝いた「ドンキーコング ジャングルフィーバー」や「撃魔界村」を発売し注目を浴びました。

しかしながら、一部有力商品が次期にずれ込んだことなどもあって売上を押し上げることができず、計画未達となりました。

なお、新機軸商品として業務用ゲーム機、家庭用ゲーム機および玩具の三つの機器でキャラクターが連動して新しい遊びが堪能できる「ロックマン エグゼ バトルチップスタジアム」を投入しました。

この結果、売上高は69億95百万円となり、前期に比べ4億54百万円の減収（前期比6.1%減）となりました。

〔コンテンツエキスパンション部門〕

当部門におきましては、遊技機向け液晶表示基板が好調に販売を伸ばし、売上拡大のけん引役を果たすとともに、「逆転裁判」シリーズや「モンスターハンターi」などの携帯電話向けゲーム配信も堅調に推移しました。

また、他社との協業展開を図るため、当社の開発ノウハウを駆使したパチンコ機向け液晶表示ソフトの受託開発に注力しました。

この結果、売上高は57億42百万円となり、前期に比べ15億35百万円の増収（前期比36.5%増）となりました。

〔その他の部門〕

その他の部門といたしましては、主なものはキャラクター関連のライセンス事業や不動産賃貸事業による収入で、売上高は32億68百万円となり、前期に比べ88百万円の減収（前期比2.6%減）となりました。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は15億12百万円であり、主なものといたしましては、アミューズメント施設機器への投資であります。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、効率的かつ安定した資金調達を図るため、平成17年12月に取引銀行との間にシンジケーション方式により総額50億円のコミットメントライン契約を締結いたしました。なお、当期末における借入実行残高はありません。

(4) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、家庭用ゲーム機は年内に次世代据置型ゲーム機が出揃うことが予想されますものの、端境期現象が続くため市場環境は躍り場状態になるものと思われまます。

一方、韓国や中国などのアジアを中心にオンラインゲームの市場規模は拡大することが見込まれます。

また、熾烈なシェア争いなどにより企業間競争が激化し、主導権を巡って激しいサバイバルレースが繰り広げられ、勢力地図が大きく塗り替わることも予想されます。

加えて、ソフトメーカーはハードの高度化、高機能化に伴う開発費高騰化傾向への対応が焦眉の急となっております。

さらに、映画、音楽、玩具、メディア等、業界の垣根を越えた異業種からの参入などにより、新たな地殻変動が起こる可能性もあります。

他方、経済産業省がゲーム業界の活性化を図るため表彰制度の創設や海外市場の開拓、人材育成の支援などについて検討し始めるなど、業界振興に向けて官民一体となった動きが出てまいりました。

産業構造が大きな転換期に入っている情勢のもと、当社グループといたしましては、主体性のある機動的な経営により環境の変化に対して臨機応変な対応を図るとともに、既存部門の強化や事業構成の見直し、競争優位性の確保、財務体質の改善に取り組んでまいります。

このための事業戦略として、家庭用ゲーム分野において顧客層の拡大を図るため、シリーズ作品の充実や国内外の市場ニーズに対応したソフトの開発に傾注するほか、オンラインゲームや他社との提携商品の開発、販売を行ってまいります。加えて、斬新な新作ソフトの開発や安定した人気を誇る寿命の長い旧作ソフトの活用などにより、商品ラインアップの拡充に努めるとともに、次世代機の動向などを直視しつつ、各ハードにゲームソフトを供給するマルチプラットフォーム戦略によりユーザー層の増大を目指し、バリューチェーン（価値の連鎖）を築いてまいります。

また、当社のコンテンツを活用した遊技機向け液晶表示基板等に注力することにより相乗効果を創出するほか、新たなビジネスチャンスを開き切るため、成長分野や新規事業開拓に向けて経営資源を投入し、商機の拡大を図るなど市場環境の変化に適応した事業ポートフォリオを構築してまいります。

さらに、積極果敢にグローバルな事業戦略を推し進めるとともに、経営効率を高めるため海外現地法人の再編や企業間ネットワークの拡充など、国内外の子会社と求心力を高めた事業展開によりグループ全体の最適化を図り、企業価値を高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 24 期 (平成15年3月期)	第 25 期 (平成16年3月期)	第 26 期 (平成17年3月期)	第 27 期 (当連結会計年度) (平成18年3月期)
売 上 高(百万円)	62,036	52,668	65,895	70,253
経 常 利 益(百万円)	6,797	791	7,399	7,016
当期純利益(百万円)	19,598	9,158	3,622	6,941
1株当たり当期純利益(円)	338.01	160.91	63.37	125.19
総 資 産(百万円)	106,648	93,096	106,361	98,457
純 資 産(百万円)	42,888	31,854	32,491	39,464
1株当たり純資産(円)	753.47	559.66	589.99	716.91

- (注) 1. 印は損失を示しております。
- 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
 - 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準(企業会計基準第2号)」および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第4号)」を適用しております。
 - 第26期から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。したがって、第24期および第25期の企業集団の営業成績および財産の状況の数値につきましては同条第3項に規定する監査役および会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。
 - 第24期は、土地建物等評価損などにより特別損失を計上したため、大幅な当期純損失となりました。
 - 第25期は、海外子会社の不振等に加え、棚卸資産処分損や貸倒引当金繰入額などの特別損失を計上したため、当期純損失となりました。
 - 第26期は、コンシューマ用機器部門や業務用機器部門が好伸したことに加え、構造改革の効果が現れたこともあって、業績を回復することができました。
 - 第27期(当連結会計年度)につきましては、前記「(1)企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 24 期 (平成15年 3 月期)	第 25 期 (平成16年 3 月期)	第 26 期 (平成17年 3 月期)	第27期(当期) (平成18年 3 月期)
売 上 高(百万円)	43,454	45,103	47,542	53,925
経 常 利 益(百万円)	4,302	5,353	5,542	5,624
当期純利益(百万円)	13,741	8,376	2,757	5,675
1株当たり当期純利益(円)	237.00	147.17	47.97	102.16
総 資 産(百万円)	105,613	93,687	105,418	96,336
純 資 産(百万円)	49,906	40,387	39,961	45,000
1株当たり純資産(円)	876.77	709.58	725.89	817.62

- (注) 1. 印は損失を示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
3. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準(企業会計基準第2号)」および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第4号)」を適用しております。
4. 第25期から商法施行規則の改正に伴い、従来の「当期利益」、「1株当たり当期利益」は、それぞれ「当期純利益」、「1株当たり当期純利益」と表示しております。
5. 第24期は、固定資産売却損などにより特別損失を計上したため、大幅な当期純損失となりました。
6. 第25期は、棚卸資産処分損や貸倒引当金繰入額などの特別損失を計上したため、当期純損失となりました。
7. 第26期は、業務用機器部門の伸長やパチスロ機向け液晶表示基板の健闘などにより増収となるとともに、利益を計上することができました。
8. 第27期(当期)は、「バイオハザード4」や「モンスターハンター」シリーズなどのヒットにより増収増益となりました。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、家庭用テレビゲームソフトおよび業務用ゲーム機器等の企画、開発、製造、販売ならびにアミューズメント施設の運営を主要な事業内容としております。

(2) 企業集団の主要な事業所

当 社

本 社 大阪市中央区内平野町三丁目1番3号
 研究開発ビル 大阪市中央区内平野町三丁目2番8号
 東京支店 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
 上野事業所 三重県伊賀市治田3902番地

子法人等

カプコンU.S.A., INC. (米国)
 カプコン・エンタテインメント, INC. (米国)
 カプコン・スタジオ8, INC. (米国)
 カプコン・ユーロソフトLTD. (英国)
 株式会社カプトロン (大阪市中央区)
 カプコンアジアCO., LTD. (香港)
 株式会社フラグシップ (大阪市中央区)
 カプコンチャーボ株式会社 (大阪市中央区)
 クローバースタジオ株式会社 (大阪市中央区)
 CE・ヨーロッパLTD. (英国)
 CEG・インタラクティブ・エンタテインメントGmbH (ドイツ)

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 150,000,000株
 発行済株式の総数 58,435,819株
 株主数 25,505名
 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の当該株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
有限会社クロスロード	6,771千株	11.59 %	千株	%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	3,650	6.25		
辻 本 憲 三	2,900	4.96		
辻 本 美 之	1,669	2.86		
辻 本 良 三	1,545	2.65		
辻 本 春 弘	1,545	2.65		
モルガンスタンレーアンド カンパニーインク	1,459	2.50		
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	1,289	2.21		
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー505019	1,229	2.10		
有限会社ケンゾー	1,170	2.00		

(注) 当社は、自己株式3,471千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

(4) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

発行年月日	平成16年10月8日
新株予約権の数	2,300個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	9,449,465株
新株予約権の発行価額	無償

なお、上記のほか、現に発行している転換社債は以下のとおりであります。

	第4回無担保転換社債	第5回無担保転換社債
発行年月日	平成13年12月20日	平成13年12月20日
転換社債の残高	10,000百万円	15,000百万円
転換により発行する株式の種類および数	普通株式 3,095,975株	普通株式 4,966,887株
転換価額	3,230円	3,020円

(5) 自己株式の取得、処分等および保有

取得株式

- ・単元未満株式の買取りによる取得

普通株式

5,004株

取得価額の総額

6百万円

処分株式

- ・単元未満株式の買増請求に応じて処分した株式

普通株式

300株

処分価額の総額

0百万円

決算期における保有株式

普通株式

3,471,091株

(6) 企業集団の従業員の状況
企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,212名	37名増

(注) 上記の従業員数には、契約社員、嘱託社員、パートおよびアルバイトは含んでおりません。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,028名	57名増	33.6才	8.1年

(注) 上記の従業員数には、契約社員、嘱託社員、パートおよびアルバイトは含んでおりません。

(7) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
カプコンU.S.A., INC.	159,949千米ドル	100%	持株会社 米国子会社の管理
カプコン・エンタテインメント, INC.	1,000千米ドル	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの販売
カプコン・スタジオ8, INC.	1,000千米ドル	100% (100%)	ゲームソフトの開発
カプコン・ユーロソフトLTD.	5,000千ポンド	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの販売
株式会社カプトロン	1,640百万円	100%	不動産の賃貸および管理
カプコンアジアCO., LTD.	21,500千香港ドル	100%	家庭用ゲームソフトの販売
株式会社フラグシップ	70百万円	100%	ゲームソフトの企画、開発
カプコンチャージ株式会社	300百万円	100%	携帯電話用充電器の 販売、レンタル
クローバースタジオ株式会社	90百万円	100%	ゲームソフトの企画、開発
CE・ヨーロッパLTD.	1,000千ポンド	100%	家庭用ゲームソフトの販売
CEG・インタラクティブ・ エンタテインメント GmbH	25千ユーロ	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの販売

- (注) 1. 当社の出資比率欄の()内の数字は、間接所有する出資比率を内数で示しております。
2. カプコン・エンタテインメント, INC.、カプコン・スタジオ8, INC.およびカプコン・ユーロソフトLTD.は、カプコンU.S.A., INC.が株式を100%所有しております。
3. CEG・インタラクティブ・エンタテインメント GmbHは、CE・ヨーロッパLTD.が株式を100%所有しております。

企業結合の経過

1. 従来、子法人等でありました株式会社ステイタスは、平成17年8月30日に特別清算が終了いたしましたので、重要な子法人等から除外いたしました。
2. カプコン・ユーロソフトLTD.は、平成18年3月8日に解散決議を行い、現在清算手続中であります。
3. カプコン・スタジオ8, INC.は、平成18年3月22日に営業の休止の決議を行い、現在営業活動を行っておりません。

企業結合の成果

当社の連結子法人等は、上記の重要な子法人等11社であり、持分法適用会社は1社であります。また、企業結合の成果につきましては、「1. 営業の概況 (1) 企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(8) 取締役および監査役

会社における地位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	辻 本 憲 三	最高経営責任者（CEO）
取 締 役	辻 本 春 弘	専務執行役員、最高営業責任者（COO）兼 開発・開発管理・CS事業・キャラクター・コンテ ンツ事業管掌
取 締 役	飛 澤 宏	常務執行役員、カプコンU.S.A., INC. 兼 CE・ヨーロッパLTD. プレジデント
取 締 役	初 野 純 孝	常務執行役員、国内事業管掌兼CS国内販売統括
取 締 役	小 田 民 雄	
取 締 役	北 村 恭 二	
取 締 役	堀 紘 一	株式会社ドリームインキュベータ代表取締役社長
取 締 役	家 近 正 直	弁護士
監 査 役(常 勤)	山 口 省 二	
監 査 役(常 勤)	平 尾 一 氏	
監 査 役	黒 田 守 雄	株式会社カプトロン監査役（常勤）
監 査 役	中 山 好 雄	

- (注) 1. 平成17年6月21日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって、取締役 大島平治氏は任期満了により退任いたしました。
2. 平成17年6月21日開催の第26期定時株主総会において、飛澤 宏氏および初野純孝氏が新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
3. 平成18年3月31日付をもって、取締役 小田民雄氏は専務執行役員、最高財務責任者（CFO）兼経営戦略・管理・秘書・関係会社管理管掌を外れました。
4. 決算期後における取締役の異動
平成18年4月1日付をもって、取締役専務執行役員 辻本春弘氏は取締役副社長執行役員に、取締役常務執行役員 初野純孝氏は取締役専務執行役員に選任され、それぞれ就任するとともに、取締役の担当業務を次のとおり変更いたしました。
- | | |
|--------------|--|
| 代表取締役社長 辻本憲三 | 最高経営責任者（CEO）兼コーポレート部門・IT管掌 |
| 取 締 役 辻本春弘 | 副社長執行役員、最高営業責任者（COO）兼CS事業・オンライン事業・開発・開発管理・キャラクター・コンテンツ事業管掌 |
| 取 締 役 初野純孝 | 専務執行役員兼OP事業・AM事業・P&S事業管掌 |
5. 取締役 北村恭二、堀 紘一および家近正直の各氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
6. 監査役 山口省二、黒田守雄および中山好雄の各氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

35百万円

上記の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

35百万円

上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

32百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査の報酬額を区分しておりませんので、の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(注) 本営業報告書に記載しております金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の数字は表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	【 68,075】	流動負債	【 26,942】
現金および預金	40,453	支払手形および買掛金	7,213
受取手形および売掛金	12,812	短期借入金	700
有価証券	199	1年以内償還予定の転換社債	10,000
たな卸資産	3,741	未払法人税等	2,196
ゲームソフト仕掛品	6,348	賞与引当金	1,062
繰延税金資産	3,266	返品調整引当金	349
短期貸付金	1,277	その他	5,420
その他	1,272	固定負債	【 32,050】
貸倒引当金	1,295	転換社債	15,000
固定資産	【 30,381】	新株予約権付社債	11,500
(有形固定資産)	(13,820)	長期借入金	4,130
建物および構築物	6,366	退職給付引当金	816
機械装置および運搬具	107	その他	604
工具器具備品	529		
レンタル機器	199	負債合計	58,992
アミューズメント施設機器	2,064	【資本の部】	
土地	4,480	資本金	【 27,581】
建設仮勘定	73	資本剰余金	【 15,336】
(無形固定資産)	(333)	利益剰余金	【 1,099】
その他	333	その他有価証券評価差額金	【 793】
(投資その他の資産)	(16,227)	為替換算調整勘定	【 228】
投資有価証券	2,305	自己株式	【 5,117】
長期貸付金	807		
繰延税金資産	8,624	資本合計	39,464
破産債権更生債権等	107		
その他	5,095	負債および資本合計	98,457
貸倒引当金	712		
資産合計	98,457		

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
【経常損益の部】		
営業損益の部		
営業収益		70,253
売上高		
営業費用		
売上原価	47,799	
返品調整引当金繰入額	138	
販売費および一般管理費	15,735	63,673
営業利益		6,580
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息	507	
受取配当金	13	
為替差益	493	
その他	74	1,089
営業外費用		
支払利息	171	
貸倒引当金繰入額	317	
その他	165	653
経常利益		7,016
【特別損益の部】		
特別利益		
固定資産売却益	1	
償却債権取立益	114	116
特別損失		
固定資産除売却損	65	
役員退職慰労金	44	
投資有価証券評価損	63	
その他特別損失	47	220
税金等調整前当期純利益		6,912
法人税、住民税および事業税	551	
過年度法人税等	1,832	
法人税等調整額	2,413	28
当期純利益		6,941

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数	11社	(国内)	株式会社カプトロン 株式会社フラグシップ カプコンチャーボ株式会社 クローバースタジオ株式会社
		(海外)	カプコンU.S.A., INC. カプコンアジアCO., LTD. カプコン・エンタテインメント, INC. カプコン・スタジオ 8, INC. カプコン・ユーロソフトLTD. CE・ヨーロッパLTD. CEG・インタラクティブ・エンタテインメントGmbH
(注)	株式会社ステイタスは、平成17年8月30日に特別清算が終了いたしました。 カプコン・ユーロソフトLTD.は、平成18年3月8日に解散決議を行い、現在清算手続中であります。 カプコン・スタジオ 8, INC.は、平成18年3月22日に営業の休止の決議を行い、現在営業活動を行っておりません。		

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数	1社	(海外)	ココ・カプコンCO., LTD.
-------------	----	------	------------------

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の決算日はすべて連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

其他有価証券

時価のあるもの.....決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

時価のないもの.....総平均法に基づく原価法

たな卸資産.....主として移動平均法による低価法

ゲームソフト仕掛品.....ゲームソフトの開発費用（コンテンツ部分およびコンテンツと不可分のソフトウェア部分）は、個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）は定額法、建物以外については定率法を採用しております。

ただし、在外連結子法人等については定額法を採用しております。

なお、有形固定資産の主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物および構築物 3～50年

レンタル機器 3～5年

アミューズメント施設機器 3～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権および貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度末までに支給額が確定していない従業員賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異（552百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
返品調整引当金	決算期末日後予想される返品による損失に備えるため、過去の返品実績率等に基づき、計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	
ヘッジ手段	デリバティブ取引（金利スワップ取引）
ヘッジ対象	市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの（変動金利の借入金）
ヘッジ方針	将来の金利上昇の影響をヘッジすることを目的としておりません。
ヘッジ有効性の評価方法	ヘッジ手段の指標金利とヘッジ対象の指標金利との変動幅について相関性を求めることにより評価しております。

(6) 連結子法人等の資産および負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産および負債の評価につきましては、全面時価評価法によっております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理..... 税抜方式によっております。

会計方針の変更

当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。当該変更による損益への影響はございません。

連結貸借対照表の注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		9,621百万円
(2) 担保資産		
担保に供している資産	土地	3,902百万円
	建物	5,250百万円
	計	9,152百万円
担保提供資産に対応する債務	1年以内返済予定の長期借入金 (流動負債の「短期借入金」)	700百万円
	長期借入金	4,130百万円
	計	4,830百万円
(3) 無形固定資産の「その他」に含まれている連結調整勘定の金額		6百万円

連結損益計算書の注記

1株当たり当期純利益	125円19銭
------------	---------

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	【 52,359】	流動負債	【 23,574】
現金および預金	27,422	支払手形	2,639
受取手形	720	買掛金	3,458
売掛金	10,630	1年以内償還予定の転換社債	10,000
有価証券	199	未払金	2,434
製材品	2,023	未払費用	720
仕掛品	144	未払法人税等	1,884
ゲームソフト仕掛品	705	未払消費税	293
貯蔵品	5,614	預り金	595
前払費用	32	賞与引当金	929
繰延税金資産	700	返品調整引当金	349
短期貸付金	2,519	その他の負債	269
その他の流動資産	2,297	固定負債	【 27,762】
貸倒引当金	521	転換社債	15,000
	1,171	新株予約権付社債	11,500
固定資産	【 43,977】	退職給付引当金	816
(有形固定資産)	(2,955)	長期預り金	446
建物	203		
工具器具備品	471	負債合計	51,336
アミューズメント施設機器	2,064		
その他の有形固定資産	215	【資本の部】	
(無形固定資産)	(305)	資本	【 27,581】
特許権商標権他	15	資本剰余金	【 15,336】
ソフトウェア	272	資本準備金	7,465
その他の無形固定資産	16	その他資本剰余金	7,870
(投資その他の資産)	(40,716)	資本および資本準備金減少差益	7,865
投資有価証券	2,301	自己株式処分差益	4
関係会社株式	23,700	利益剰余金	【 6,708】
長期貸付金	4,307	当期未処分利益	6,708
長期前払費用	41	その他有価証券評価差額金	【 491】
保険積立金	46	自己株式	【 5,117】
差入保証金	5,663		
各種会員権等	213	資本合計	45,000
破産債権更生債権等	107		
繰延税金資産	8,040	負債および資本合計	96,336
その他の投資等	28		
貸倒引当金	2,868		
投資等評価引当金	865		
資産合計	96,336		

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
【経常損益の部】		
営業損益の部		
営業収益		53,925
営業費用		
売上原価	38,357	
返品調整引当金繰入額	138	
販売費および一般管理費	9,482	47,978
営業利益		5,947
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息および受取配当金	254	
為替差益	511	
その他の営業外収益	88	854
営業外費用		
支払利息	88	
貸倒引当金繰入額	1,004	
その他の営業外費用	84	1,177
経常利益		5,624
【特別損益の部】		
特別利益		
固定資産売却益	1	
償却債権取立益	114	116
特別損失		
固定資産売却損	10	
固定資産除却損	54	
役員退職慰労金	44	
投資有価証券評価損	63	
投資等評価引当金繰入額	262	436
税引前当期純利益		5,304
法人税、住民税および事業税	379	
過年度法人税等	1,832	
法人税等調整額	2,583	370
当期純利益		5,675
前期繰越利益		1,582
中間配当額		549
当期末処分利益		6,708

注 記 事 項

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法
- | | |
|----------------|--|
| 子会社株式および関連会社株式 | 総平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。） |
| 時価のないもの | 総平均法による原価法 |
- (2) たな卸資産の評価基準および評価方法
- | | |
|------------|--|
| 製品・仕掛品・原材料 | 移動平均法による低価法 |
| ゲームソフト仕掛品 | ゲームソフトの開発費用（コンテンツ部分およびコンテンツと不可分のソフトウェア部分）は、個別法による原価法 |
| 貯蔵品 | 最終仕入原価法による低価法 |
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産
- 建物（建物附属設備を除く）は定額法、建物以外については定率法を採用しております。
なお、有形固定資産の主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------------|-------|
| 建 物 | 3～50年 |
| アミューズメント施設機器 | 3～20年 |
- 無形固定資産
- 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- 長期前払費用
- 定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
- | | |
|----------|---|
| 貸倒引当金 | 売上債権および貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 投資等評価引当金 | 関係会社株式の実質価額の低落による損失に備えるため、関係会社の財政状態等に基づく損失見積額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員に対する賞与の支給に充てるため、当期末までに支給額が確定していない従業員賞与の支給見込額のうち、当期に負担すべき額を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、会計基準変更時差異（542百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 |
| 返品調整引当金 | 期末日後予想される返品による損失に備えるため、過去の返品実績等に基づき、計上しております。 |

- (5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) 消費税等の処理方法
税抜方式によっております。

会計方針の変更

当期より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。当該変更による損益への影響はございません。

2. 貸借対照表の注記

- | | |
|--|----------|
| (1) 関係会社に対する短期金銭債権 | 3,551百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 4,640百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 278百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 51百万円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 6,991百万円 |
| (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、開発・アミューズメント施設機器の一部については、リース契約により使用しております。 | |
| (4) 保証債務等 | |
| 当社は、CE・ヨーロッパLTD.およびカプコン・ユーロソフトLTD.の仕入債務に対し1500万ユーロを上限とする根保証を行っております。また、カプコン・エンタテイメント, INC.の仕入債務に対し根保証を行っております。 | |
| なお、上記保証債務の当期末現在の残高は次のとおりであります。 | |
| CE・ヨーロッパLTD. | 338百万円 |
| カプコン・エンタテイメント, INC. | 82百万円 |
| (5) 取締役に対する金銭債務 | 47百万円 |
| (6) 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 | 491百万円 |

3. 損益計算書の注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 売 上 高 | 5,670百万円 |
| その他の営業費用 | 1,929百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 163百万円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 102円16銭 |

利 益 処 分 案

(単位：円)

<p>< 当期末処分利益の処分 ></p>	
<p>当 期 未 処 分 利 益</p>	<p>6,708,168,437</p>
<p>これを次のとおり処分いたします。</p>	
<p>利 益 配 当 金 (1 株 に つ き 10 円)</p>	<p>549,647,280</p>
<p>役 員 賞 与 金 (うち 監 査 役 賞 与 金)</p>	<p>60,000,000 (6,000,000)</p>
<p>次 期 繰 越 利 益</p>	<p>6,098,521,157</p>

(単位：円)

<p>< その他資本剰余金の処分 ></p>	
<p>そ の 他 資 本 剰 余 金 残 高</p>	<p>7,870,667,334</p>
<p>資本金および資本準備金減少差益</p>	<p>7,865,792,484</p>
<p>自 己 株 式 処 分 差 益</p>	<p>4,874,850</p>
<p>これを次のとおり処分いたします。</p>	
<p>そ の 他 資 本 剰 余 金 次 期 繰 越 額</p>	<p>7,870,667,334</p>
<p>資本金および資本準備金減少差益</p>	<p>7,865,792,484</p>
<p>自 己 株 式 処 分 差 益</p>	<p>4,874,850</p>

(注) 平成17年12月5日549,676,910円(1株につき10円)の中間配当を実施いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月18日

株式会社 カブコン

取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 大津景豊 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 美若晃伸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社カブコンの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第27期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社カブコン及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第27期営業年度の連結計算書類(連結貸借対照表及び連結損益計算書)に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月22日

株式会社 カプコン 監査役会

監査役(常勤) 山口省二 ⑩

監査役(常勤) 平尾一氏 ⑩

監査役 黒田守雄 ⑩

監査役 中山好雄 ⑩

(注) 監査役山口省二、監査役黒田守雄及び監査役中山好雄は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月18日

株式会社 カブコン

取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 大津景豊 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 美若晃伸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社カブコンの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第27期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第27期営業年度の取締役の職務執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

(1) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に基づき取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況を聴取し、稟議書などの重要な決裁書類、各種の会議記録、業務関係書類、会計帳簿書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

更に子会社に営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査しました。

(2) 会計監査人から随時監査についての報告及び説明を受け、監査意見の交換を行い、計算書類及び附属明細書について検討を加えました。

(3) 取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法によるほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査しました。

2. 監査の結果

(1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社にかかる職務を含めて不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月22日

株式会社 カブコン 監査役会

監査役(常勤) 山口省二 印

監査役(常勤) 平尾一氏 印

監査役 黒田守雄 印

監査役 中山好雄 印

(注) 監査役山口省二、監査役黒田守雄及び監査役中山好雄は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第27期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（23頁）に記載のとおりであります。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、安定配当の継続を基本方針としております。

したがって、将来の事業展開や経営環境の変化に備えるとともに、財務体質の強化を図るため内部留保の充実に努めていく所存であります。当期末の利益配当金につきましては、前期末と同様1株につき10円とさせていただきますと存じます。

なお、中間配当金として1株につき10円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき20円となります。

当期の役員賞与につきましては、当期の業績ならびに過去の役員賞与支給額、その他諸般の事情を勘案し、期末時の取締役8名および監査役4名に対し、役員賞与金60,000,000円（うち監査役賞与金6,000,000円）を支給させていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社子会社であった株式会社ステイタスの特別清算が終結したことにより、現行定款第2条（目的）の目的事項の一部を削除するものであります。
- (2) 公告方法について、周知性の向上および公告掲載費用の節減を図るため、電子公告制度を採用することとし、現行定款第4条（公告の方法）について所要の変更を行うものであります。
- (3) 経営環境の変化に対応し、迅速な意思決定により経営効率を高めることを目的として、現行定款第16条（取締役の員数）に定める取締役の員数を「20名以内」から「15名以内」に変更するものであります。
- (4) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条（機関）を新設するものであります。

会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条（株券の発行）を新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減に資するため、第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第26条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 当社は、商号を株式会社カプコンと称し、英文では、CAPCOM CO., LTD. と表示する。	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 電子を応用したゲーム機器、ソフトウェアおよび玩具の企画、開発、製造、販売、輸出入および賃貸	} (現行どおり)
2. 不動産の賃貸、管理、売買、仲介	
3. 金融業	} (削 除)
4. <u>損害保険代理業</u>	
5. <u>遊園地の経営</u>	} (現行どおり)
6. <u>ゲームセンターの経営</u>	
7. <u>ゴルフ場、テニス場、ビリヤード場、ボウリング場の経営</u>	} (現行どおり)
8. <u>工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウの取得および使用の許諾</u>	
9. <u>出版物の製作および販売</u>	} (現行どおり)
10. <u>映画、ビデオテープ等映像の企画および製作</u>	
11. <u>飲食店の経営</u>	10.

現 行 定 款	変 更 案
<p>12. デジタル電子機器（携帯電話の充電器）の企画、開発、製造、販売、リース、レンタルおよびメンテナンス業務</p> <p>13. 音楽著作権の管理</p> <p>14. 音楽著作物の利用の開発</p> <p>15. C D、ビデオ等の原盤の企画制作</p> <p>16. 楽譜の出版</p> <p>17. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、1億5,000万株とする。ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>11. } 12. } (現行どおり) 13. } 14. } 15. } 16. }</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1億5,000万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>1単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u> 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式の買増請求) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下買増請求という。)することができる。</u>ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときはこの限りではない。 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(<u>名義書換代理人</u>) 第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により、これを選定する。</u></p>	<p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>) 第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式の売渡請求) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。</u>ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときはこの限りではない。 (現行どおり)</p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>) 第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当会社の株主名簿、実質株主名簿(以下株主名簿等という。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび売渡し、株券の交付、株券喪失登録、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、<u>実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび売渡し、株券の交付、株券喪失登録、その他株式に関する請求の手続きおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>前項その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p>	<p>当会社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他株式または新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株式または新株予約権に関する<u>取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長が招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって<u>これを決する</u>。</p> <p>商法第343条の規定によるべき決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する</u>。</p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>	<p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長) 第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第16条 当会社の取締役は20名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第17条 (新 設)</p> <p>当会社の取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>— 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第19条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>(役付取締役) 第20条 取締役会の決議により、取締役の中から社長1名を定め、必要に応じて会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第20条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>— 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>— 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集者および議長) 第21条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則) 第23条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。 (新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 <u>当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規則) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第24条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第25条 (新 設)</p> <p>当社の監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第26条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第27条 監査役は互選をもって常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (新 設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第30条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 — 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 — 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則) 第29条 監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役会規則) 第34条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>(営業年度) 第30条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、<u>営業年度の末日を決算期日とする。</u></p>	<p>(事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年とする。</u></p>
<p>(利益配当金) 第31条 <u>当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</u></p>	<p>(期末配当および基準日) 第37条 <u>当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を支払うものとする。</u></p>
<p>(中間配当) 第32条 当会社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定に定める金銭の分配(中間配当という。)をすることができる。</u></p>	<p>(中間配当および基準日) 第38条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、<u>取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(除斥期間) 第33条 <u>利益配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間) 第39条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>転換社債の転換の時期</u>)</p> <p><u>第34条 当社の発行する転換社債の転換により発行された株式の最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとしてこれを支払う。</u></p>	(削 除)

第3号議案 取締役1名選任の件

経営陣のより一層の充実強化を図るため取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の現任取締役の任期の満了すべき時までといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

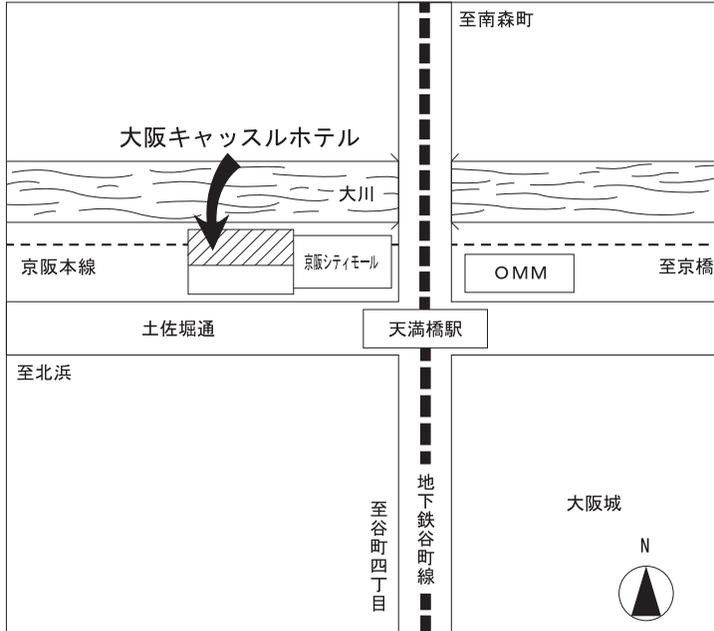
氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
<p>あ べ かず ひこ 阿 部 和 彦 (昭和38年10月4日生)</p>	<p>昭和62年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行</p> <p>平成6年7月 同行ニューヨーク支店長代理</p> <p>平成12年11月 株式会社光通信 執行役員</p> <p>平成14年1月 インテュイット株式会社(現弥生株式会社)執行役員</p> <p>平成15年3月 当社入社</p> <p>平成15年7月 当社経営企画部長</p> <p>平成16年4月 当社執行役員経営企画部長</p> <p>平成18年4月 当社常務執行役員経営企画部長 経営戦略統括兼関係会社管理統括</p>	0株

(注) 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市中央区天満橋京町1番1号
大阪キャッスルホテル 6階会場
電話(06)6942-2401(代表)



京阪電車、地下鉄谷町線「天満橋駅」下車